

人事院会議議事録

会議日

令和3年10月28日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (官房部局)
植村企画法制課長

議題

人事院規則1 4 29(人事院規則1 4(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を改正する人事院規則)及び令和3年人事院公示第8号を廃止する公示の制定

議事の概要

議題「人事院規則1 4 29(人事院規則1 4(現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部を改正する人事院規則)及び令和3年人事院公示第8号を廃止する公示の制定」について、担当局から別添のとおり説明があった。

議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 1 4 2 9 (人事院規則 1 4 (現行の法律、命令及び規則の廃止) の一部を改正する人事院規則) 及び令和 3 年人事院公示第 8 号を廃止する公示の制定について

令和 3 年 1 0 月 2 8 日
官 房 部 局

1 概要

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に当たって、一般職の国家公務員(以下「職員」という。)の中に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)から委嘱を受けて、役員等として大会の運営の業務に従事する予定の者がいた。このため、本年 7 月 1 4 日に、規則 1 4 2 3 (令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除) を制定し、当該委嘱を受けた職員が組織委員会の役員等として大会の運営業務に従事するに当たり、各府省等において、公務に支障のない範囲内で、必要な期間、勤務しないことを承認できるよう措置した。

東京オリンピック競技大会については本年 8 月 8 日、東京パラリンピック競技大会については本年 9 月 5 日に閉会しており、今後は大会の運営に係る役員等として委嘱される者がいなくなったことから、同規則による措置の必要がなくなっている(その旨、組織委員会事務局に確認済)。

したがって、同規則を廃止するよう、各規則が廃止されることを規定する規則 1 4 (現行の法律、命令及び規則の廃止) の一部を改正する人事院規則を制定することとしたい。

あわせて、規則 1 4 2 3 の実施に関し人事院が定めることとされている事項を定める権限を人事院から事務総長に委任した令和 3 年人事院公示第 8 号を廃止する人事院公示も制定することとしたい。

2 公布日及び施行日

本規則及び本公示については、本年 11 月 2 日に公布、施行等することとしたい。

以 上